

戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)推進委員会の設置について

平成 26 年 5 月 27 日
平成 27 年 11 月 10 日改訂
内閣府政策統括官
(科学技術・イノベーション担当)

1. 趣旨

科学技術イノベーション創造推進費の基本方針(平成 26 年 5 月 23 日、総合科学技術・イノベーション会議決定)の規定に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の課題である革新的燃焼技術、次世代パワーエレクトロニクス、革新的構造材料、エネルギーキャリア、次世代海洋資源調査技術、自動走行システム、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術、レジリエントな防災・減災機能の強化、次世代農林水産業創造技術、革新的設計生産技術、重要インフラ等におけるサイバーセキュリティの確保の推進にあたり、研究開発計画の作成や実施等に必要な調整等を行うため、各課題ごとに推進委員会を設置する。

各課題の推進委員会の正式名称は、課題名を推進委員会に冠したものとする(例、革新的燃焼技術推進委員会)。

2. 検討事項

各課題の推進委員会(以下、「推進委員会」という。)は、各課題に関して次に掲げる事項について調整、検討を行う。

- ①研究開発の内容、目標に関すること。
- ②研究開発の体制に関すること。
- ③研究開発の進捗管理、成果の管理・活用に関すること。
- ④実用化・事業化に向けた戦略に関すること。
- ⑤その他、各課題の推進に際し必要な事項。

3. 構成及び運営

- (1)推進委員会の構成員は、プログラムディレクター、関係省庁担当課室長、及び該当者がいる場合には、イノベーション戦略コーディネーター、サブプログラムディレクター、専門家、管理法人担当責任者とする。
- (2)推進委員会の議長は、プログラムディレクターが務める。
- (3)推進委員会は、議長が召集する。
- (4)議長は、必要があると認めるときは、推進委員会の構成員以外の者を推進委員会に出席させることができる。
- (5)上記のほか、推進委員会の運営に必要な事項は、議長が内閣府と相談のうえ定める。

4. 設置期間

平成 26 年 6 月 1 日から事業終了時まで。

5. 事務局

推進委員会の事務局は、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付の各課題担当が務める。